

総務省告示第二百六十号

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号。以下「規則」という。）第三条の規定に基づき、総務省が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等に関する告示を次のように定め、規則の施行の日から適用する。

平成十六年三月二十六日

総務大臣 麻生 太郎

総務省が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等に関する告示

規則第三条に規定する手続等は、総務省が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等並びに総務大臣及び他の行政機関又は行政機関の長が所管する公益法人に係る総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（平成十二年十二月二十二日総理府、郵政省、自治省令第一号）に基づく手続等のうち、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく手続等を除く手続等とする。

別表

法 令 名	条 項
<p>電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）</p> <p>特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）</p>	<p>第十七条第三項及び第三十一条第二項</p> <p>第十四条第三項</p>